

福井県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年8月24日

福井県監査委員	兼井 大
同	山浦 光一郎
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

1 審査の対象

令和4年度福井県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度福井県内部統制評価報告書の審査は、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検証を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度福井県内部統制評価報告書について、知事および内部統制評価部局から報告を受け、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和4年度福井県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続および評価結果に係る記載は相当である。

5 審査の結果を踏まえた意見

今回報告があった運用上の重大な不備2件は、不備の把握後に速やかに是正措置を講じているものの、いずれも県民の信頼を大きく失墜させた不正行為であり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。今後とも内部統制が有効に機能するよう全庁的にチェック体制の強化を図り、再発防止に取り組まれない。